

# ミツヒロニュース



7月となり本格的な暑さが続く季節となりました。こまめな水分補給を心がけ体調管理には十分ご注意ください。

さて、2024年以前に定期預金をされた方は、当時の低金利環境のもと、年0.02%前後で預け入れされているケースが多く見られます。一方で、現在は金利環境が変化し、普通預金や新規の定期預金の金利も以前に比べて上昇しています。現在の金利水準は、2024年以前の定期預金金利と比べて10倍程度高くなっている場合もあります。預入時期によっては、資金の見直しにより受取利息が大きく変わる可能性がありますので、ぜひ一度ご確認ください。光廣 昌史

## 今月のトピックス

- ◇ 駐車場代も非課税に？  
通勤手当の  
非課税限度額の改正ポイント
- ◇ 会社が非課税で負担できる  
食事代の新ルール
- ◇ 今月のお勧めセミナー  
第3回 相続セミナー  
相続の争いを防ぐ「遺言のススメ」
- ◇ あとがき  
「12階ベランダ、  
まさかの子育て中」



## 駐車場代も非課税に？ 通勤手当の非課税限度額の改正ポイント

令和8年度税制改正により、通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額について改正が行われました。

### 1. 改正の概要

- (1) 対象：自動車・バイク・自転車等の交通用具で通勤する給与所得者
- (2) 改正内容
  - ① 片道 65km 以上の通勤者の非課税限度額を引上げ（※詳細は 8. の表を参照）
  - ② 一定要件を満たす駐車場等料金を常例負担する通勤者の 1 か月当たりの非課税限度額は、通勤距離区分に応じた非課税限度額に駐車場等料金相当額（上限 5,000 円）を加算した金額
- (3) 適用時期：令和 8 年 4 月 1 日以後に支払われる通勤手当

### 2. 非課税の対象となる駐車場等の範囲

- ✓ 通勤に使用する交通用具（自動車・バイク・自転車等）のための施設
- ✓ 次のいずれかの周辺に所在
  - ・勤務先の周辺
  - ・利用する交通機関の駅・停留所の周辺
  - ・その他の交通施設（フェリー乗り場、空港等）の周辺
- ✓ 通勤のために「料金を負担することが常例」であること



(次頁へつづく)

## ✔ 非課税の対象とならない駐車場等

- ・ 自宅付近の駐車場等
- ・ 通勤距離が片道 2km 未満の人が負担する駐車場等

## 3. 月 5,000 円加算の考え方

- ・ 駐車場等は**複数の場合は合算**  
「1 か月当たりの料金相当額」の合計（上限 5,000 円）を加算
- ・ 実際の支給方法は自由  
通勤手当と駐車場手当を区分しても一本化しても可→ 判定は合計額と非課税限度額で行う

## 4. 非課税限度額の計算（要点）

### (1) 自動車等のみ + 駐車場等の場合

通勤距離区分の限度額 + 駐車場等の料金相当額（上限 5,000 円） = 非課税限度額

#### (ケース A)

片道通勤距離が 50 km で、駐車場等（1 か月当たりの料金 8,000 円）を利用している従業員に対して、通勤距離に応じた通勤手当 32,300 円と駐車場等の料金相当額の通勤手当 8,000 円の合計 40,300 円を支給する場合

- ① 通勤距離に応じた非課税限度額：32,300 円（片道 45km 以上 55km 未満）
- ② 1 か月当たりの駐車場等の料金相当額：5,000 円  
（1 か月当たりの料金 8,000 円が 5,000 円を超えるため、5,000 円）
- ③ 非課税限度額：37,300 円（32,300 円 + 5,000 円）  
⇒ 支給額 40,300 円は非課税限度額 37,300 円を超過するため、超過した部分の 3,000 円が課税となる。

#### (ケース B)

片道通勤距離が 50 km で、駐車場等（1 か月当たりの料金 8,000 円）を利用している従業員に対して、通勤距離に応じた通勤手当 28,000 円と駐車場等の料金相当額の通勤手当 8,000 円の合計 36,000 円を支給する場合

- ① 通勤距離に応じた非課税限度額：32,300 円（片道 45km 以上 55km 未満）
- ② 1 か月当たりの駐車場等の料金相当額：5,000 円  
（1 か月当たりの料金 8,000 円が 5,000 円を超えるため、5,000 円）
- ③ 非課税限度額：37,300 円（32,300 円 + 5,000 円）  
⇒ 支給額 36,000 円は非課税限度額 37,300 円を下回るため、支給する通勤手当の全額が非課税となる。

### (2) 電車等 + 自動車等 + 駐車場等の場合

合理的な運賃等 + 通勤距離区分の限度額 + 駐車場等の料金相当額（上限 5,000 円） = 非課税限度額  
（最高限度 150,000 円）

#### (ケース C)

電車（1 か月当たりの定期代 115,000 円）、自動車（片道通勤距離 50 km）及び駐車場等（1 か月当たりの料金 4,000 円）を利用している従業員に対して、定期代 115,000 円、通勤距離に応じた通勤手当 32,300 円及び駐車場等の料金相当額 4,000 円の合計 151,300 円を支給している場合の非課税限度額

- ① 1 か月当たりの合理的な運賃等の額：115,000 円
- ② 通勤距離に応じた非課税限度額：32,300 円（片道 45km 以上 55km 未満）
- ③ 1 か月当たりの駐車場等の料金相当額：4,000 円
- ④ 非課税限度額：150,000 円（①～③の合計額 151,300 円が 150,000 円を超えるため、150,000 円）  
⇒ 支給額 151,300 円は非課税限度額 150,000 円を超過するため、超過した部分の 1,300 円が課税となる。

## 5. 1 か月当たりの駐車場等の料金相当額

- ①月額料金：月額をそのまま使用（複数月一括なら月割り）
- ②年額料金：年額を12で割って月額換算（複数年一括ならさらに年数で割る）
- ③都度払い：実際の月額合計、または1回当たり料金×月利用回数で計算（コインパーキング等）
- ④その他：①～③以外の場合、年間料金相当額を12で割って月額を出す
- ⑤消費税等：料金に含まれていれば、その税込額で計算

## 6. 書類確認の取扱い

- ✓ 法令上、契約書・領収書の提出義務なし
- ✓ ただし実務上は、
  - ・月額料金を確認できる資料の提出・申告を受けることが望ましい
  - ・料金変更時は再確認が必要

## 7. 実務上の注意点（まとめ）

- ・ 自宅付近の駐車場は非課税対象外
- ・ 距離 2km 未満は駐車場加算不可
- ・ 「加算枠の上限」は、月 5,000 円
- ・ 区分支給・一括支給はどちらでも OK（合計判定）
- ・ 令和 8 年 4 月 1 日以後支給分から適用



## 8. 改正後の非課税限度額（1か月当たり）

区分	課税されない金額		
	改正後 (令和8年4月1日以後適用)	改正前	
1 交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000円)	同左	
② 自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	<b>通勤距離の区分</b>		
	片道 2km 未満	(全額課税)	同左
	片道 2km 以上 10km 未満	4,200円	同左
	片道 10km 以上 15km 未満	7,300円	同左
	片道 15km 以上 25km 未満	13,500円	同左
	片道 25km 以上 35km 未満	19,700円	同左
	片道 35km 以上 45km 未満	25,900円	同左
	片道 45km 以上 55km 未満	32,300円	同左
	片道 55km 以上 65km 未満	38,700円	38,700円
	片道 65km 以上 75km 未満	45,700円	
	片道 75km 以上 85km 未満	52,700円	
片道 85km 以上 95km 未満	59,600円		
片道 95km 以上	66,400円		
③ 自動車や自転車などの交通用具を使用している人で一定の要件を満たす駐車場等を利用している人（通勤距離が片道 2km 未満である人を除きます。）に支給する通勤手当	②の金額と1か月当たりの駐車場等の料金相当額（上限 5,000円）との合計額	—	
④ 交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000円)	同左	
⑤ 交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人（その交通用具を使用する通勤距離が片道 2km 未満である人を除きます。）に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額 (最高限度 150,000円)	同左	
⑥ 交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人で一定の要件を満たす駐車場等を利用している人（その交通用具を使用する通勤距離が片道 2km 未満である人を除きます。）に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額と1か月当たりの駐車場等の料金相当額（上限 5,000円）との合計額 (最高限度 150,000円)	—	

「一定の要件を満たす駐車場等」とは、通勤のために使用する交通用具の駐車のための施設のうち、その通勤手当の支払を受ける人の勤務する場所の周辺又はその人が通勤のために利用する交通機関の駅若しくは停留所その他の施設の周辺にあるものをいいます。

# 会社が非課税で負担できる食事代の新ルール

## 1. 昼食代に対する会社負担の上限額

役員や従業員の昼食代について、会社がその一部を負担する場合でも、一定の要件を満たせば給与とはみなされず、福利厚生費として非課税で処理できます。要件は、①従業員本人が食事代（税込）の半分以上を負担していること、②会社の負担額が上限額以下であることです。

令和8年度の税制改正により、この会社負担額の上限が月3,500円（税抜）から7,500円（税抜）に引き上げられ、制度が利用しやすくなりました。ただし、現金で支給すると給与扱いとなるため、弁当の支給や社員食堂、提携レストランなどによる現物支給が必要です。また、親族や特定の役員のみを対象にすると福利厚生費として認められないため、原則として役員・従業員全体を対象とした制度とする必要があります。

## 2. 残業時の食事代に対する会社負担

残業している従業員に対して支給する食事代については、会社が全額を負担しても非課税となる点が昼食代との大きな違いです。ただし、いくつかの注意点があります。まず、現金ではなく食事を現物で支給しなければ非課税にはなりません。また、その従業員にとって実際に残業時間帯に該当していることが条件となります。勤務時間帯が複数ある場合、同じ時刻でも残業とならない従業員がいるため、対象者の判断には注意が必要です。さらに、親族や一部の役職者のみに限定せず、提供する食事の金額も社会通念上妥当な範囲に抑える必要があります。

## 3. 深夜勤務時の食事代に対する会社負担

深夜勤務とは、勤務の一部または全部が午後10時から翌午前5時の間に行われる勤務をいいます。深夜帯は社員食堂が利用できない、業者からの配達ที่ 難しいなど、食事を現物で支給しにくいケースがあります。このような場合に限り、現金支給であっても非課税とされています。

これまで非課税となる上限額は1回300円（税抜）でしたが、令和8年度の税制改正により、1回650円（税抜）以下まで認められるようになりました。深夜勤務者の負担軽減につながる制度であり、実務面でも活用しやすくなった改正といえます。

令和8年4月1日以後に支給する食事等から適用されます。

月額3,500円 → 月額7,500円  
1回300円 → 1回650円

参考文献： ■国税庁

## 7月 今月のお勧めセミナー 第3回 相続セミナー 相続の争いを防ぐ「遺言のススメ」

遺言をしておけば、遺産にからむ争いを未然に防止することができます。そして、残された相続人は遺言者の意思にそった遺産の分配を円満に実現させることができます。ご本人のみならず、ご家族の皆様も奮ってご参加ください。

(開催日7月8日(水) セミナー概要は、別紙案内をご覧ください。)

**あしがき** 5月下旬、12階会議室のベランダに、思いがけない“お客様”がやってきました。なんと鳩が卵を産んでいたのです。うずらの卵より一回り大きく、白くてつややかな卵が2つ。会議室の外で、ひっそりと新しい命がスタートしていました。鳩といえば、時に悩みのタネになる存在でもありますが、実は鳥獣保護法で守られているため、ヒナが巣立つまではそっと見守る必要があります。というわけで、現在このベランダは“期間限定の特等席付き子育てスポット”となっています。このニュースを皆さんが読む頃には、元気に巣立っているはず。その日を楽しみにしつつ、セミナーの合間にそっと見守りたいと思います。



【発行】株式会社オフィスマツヒロ 代表取締役 光廣 昌史

税理士法人光和パートナーズ 社員税理士 光廣昌史 / 社員税理士 中山昌実

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号 Tel 082-294-5000

Fax 082-294-5007 URL <https://www.office-m.co.jp/>

